

令和6年度第2回社会的養育体制整備計画策定ワーキンググループ[°] 議事概要

日時：令和6年7月30日（金）10時00分～12時00分

場所：大阪府庁本館5階 正庁の間

出席者：荒井委員、伊藤委員、伊山委員、倉石委員、古城委員、中島委員、中村(み)委員、中村(善)委員、農野委員、山下委員（五十音順）

概要：会議冒頭に委員紹介を実施。

○WG長

それでは議事に入っていただこうと思いますが、先ほど事務局からご説明いただきましたが、運営要綱第7条に基づき、本ワーキンググループについては公開としております。また、議事の概要についても、会議終了後速やかに事務局で作成し、発言者の名前を伏せた上で、ホームページで公開・公表させていただきます。ご了承お願いいたします。なお、本ワーキンググループは公開とさせていただいておりますが、保護を必要とする子どもの安全確保のため、各施設の所在地を特定させるなどの情報のご発言はご留意いただきますようよろしくお願ひいたします。

本日の議題は、今回の計画の策定要領の項目の検討についてということで、この計画の中で盛り込まれる内容について、まず基礎自治体の子ども家庭支援体制の構築等に向けての取組について、支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組について、障がい児入所施設における支援について、そして当事者である子ども、若者の意見反映の仕組みについてという4つの項目の検討について、委員の皆様方と意見交換したいと思っています。

それでは早速、議事の中身に入っていきますが、市区町村の子ども家庭支援体制の構築等、そして支援を必要とする妊産婦への支援については、やはり基礎自治体の重要なお仕事になってきますので、この2点について一括して説明していただき、そして委員の皆様方のご意見を頂戴したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。それでは事務局から説明をお願いします。

議題：市町村の子ども家庭支援体制の構築に向けた取組について

■資料1について、事務局から説明

○WG長

ありがとうございます。ただいま、市町村の子ども家庭支援体制の構築への取組、妊産婦等への支援に向けた取組について、基本的考え方、計画策定にあたっての留意事項と、KPI、必要的記載事項という形で、重要業績評価指標についてご説明いただきました。それでは委員の皆様方からご意見をいただき、意見交換をしたいんですが、いかがでしょうか。

○委員

ありがとうございます。先ほど説明していただいた資料に基づいて、少しお話できたらと思います。委員としての意見ということで、先ほどの妊産婦等、また市町村の体制構築に係る取組について少し触れた意見を書かせていただきました。

前半部分は、全母協の令和4年度の基礎調査の抜粋で、特に妊産期のひとり親を受け入れた全国の母子生活支援施設の割合が約20%、特定妊産婦を受け入れたのが15.6%ということを示した資料です。図表31の5の特定妊産婦を受け入れた事業の内容というところをご覧いただけたらと思います。そこでは産前産後母子支援事業として受け入れた率が34%。都道府県事業、また市町村事業として受け入れたというのがあり、その他の手前のところが本体事業枠の中で受け入れたのが34%あります。これは従前の母子生活支援施設事業の中で受け入れているということです。受け入れながら、妊産婦の出産に関しても支援していたということが言える表になっています。昨日も近畿のブロック会議があり、そこである県の施設長が話していましたが、一時保護で妊産婦を受け入れたが、何かあつたら連絡してくださいと県の人は言うが、結局日曜日に出産してしまって。県に電話しても出て来られない状況で、結局母子生活支援施設のみんなで手伝って、出産に立ち会ったという話をしています。これも一時保護で受けながら結局本体事業の枠の中でやっているという実態があり、こういうことをしていると結局、母子生活支援施設が今回のように、妊産婦等生活援助事業を受け入れたとしても、受け入れなければこういう本体事業でやってしまってわからない状態のままやり過ごされてしまっているというのを感じました。そこで次の、裏面の意見のところになりますが、妊産婦等生活支援事業の整備というところで、前半がなぜ母子生活支援施設に整備が必要かという理由付けを書かせていただきました。

後半の4行目からになりますが、妊産婦等生活援助事業を実施して支援が必要な妊産婦と早期に繋がって、寄り添うことができれば児童虐待などを一つでも多く救えるのではないかと思います。母子生活支援施設の活用、市町村へ理解、周知するとともに、今般の事業の実行性を高めるために他団体の妊産婦相談との連携や、母子生活支援施設が複数の市町村と契約が可能であることなど、事業の実施について柔軟な対応もできるようお願いしたいと書かせてもらっています。母子生活支援施設の所轄は市町村ですので市町村がこの妊産婦等生活援助事業を理解していかなければ、我々は実行できないことがあります。そういう意味では市町村の理解、周知をお願いしたいということとともに、施設はいつも受け身のところがあるが、この妊産婦の事業に関しては、まず発見しなければいけませんので、発見するにあたって、たとえば他の妊産婦相談事業の団体とコラボできれば、効率的にできるのではないかと考えています。また、この補助金の額で市町村がなかなか実行できないとなれば、二つくらいの市町村が共同で契約をすることも事業として進むのではないかと思っています。

あと、意見2としては、サポートプラン策定における合同ケース会議等についてです。母子生活支援施設も参加させていただきたいということで、後半の2行目になりますが、予防的観点から早期の支援を効果的に実行していくためにも、子ども家庭センターで実施する合同ケース会議等に母子生活支援施設も参画、連携、協同しながらサポートプランを策定していく必要があるのではないかということを意見させていただきました。前回もお話しをもらいましたが、母子生活支援施設は市町村と本当に密な関係にありますので、連携が必要になってきますし、今回の子どもに関する事業も市町村が重要な役割を持っていると思います。そういう意味では市町村と連携させていただきたいと考えておりますので、意見を2つ書かせて

いただきました。よろしくお願ひします。

○WG長

ありがとうございます。貴重なご意見をいただきましたが、なにか委員からコメントございませんか。やはり母子生活支援施設に来る方、あるいは子どもたちがいろんな課題を抱えていて、従来から母子生活支援施設の中では、法律の相談や法務に関する専門家と連携を図っていました。今回、医療関係、特に妊産婦に関わる医者となってくると、本当に命に関わるようなことにもなってくる。そういう人々へのケアニーズを見ながら、施設の枠を超えて連携をしていく必要があるという、そういう指摘だと思います。施設はそこに入所すればそこですべてのサービスが賄われるという、そういう牧歌的な時代ではなくなってきているので、特に施設も必要とするニーズを持っている方に対してどういうサービスが、連携を図りながら提供できるかという観点もあるかと思います。何かコメントございますか。

○委員

市区町村の実施する妊婦訪問事業、産後ケア事業等の取組状況の把握はできていますか。これは国が把握すると言っているから、市町村ごとの…。

○事務局

はい、市町村ごとの把握はしております。大阪府では現状、健康医療部の母子グループで把握しており、今回記載している産後ケア事業については、現状、全市町村で実施しているという実態と、妊婦訪問事業については、現状、政令市含めて3自治体が大阪府内で実施していると聞いております。

○委員

妊婦訪問事業は幅広い妊産婦の困難に対応できると思いますし、産後ケアの中くらいの困難さがあるケースにちょうどいいが、これが十分かどうかの把握ができているかどうか。あるいは十分でなかった場合どうするのかということとか。大阪府として支援ができるのか。その辺のことが今日の報告ではなかったので、また確認したいと思います。

○事務局

先ほど申したとおり取組状況は一定把握しているのと、市町村の母子保健担当者との連絡会も現状でもありますので、個々の部分で、その枠の中で今後どういう検討をしていくのかは、今後の要検討事項だと聞いております。

○委員

もう一つ、研修に関して。研修は全体的にボリュームや質の担保が大事だと思います。特定妊婦対象の研修に関して、要対協に当然すごく上がります。それでケースとしてもすごく大変で難しい。どうしようというケースがたくさん出てくる。障がいや精神疾患も多いし、虐待もDV被害も当然ある。それから、上

の子がすでに養育できていない場合もある。それに見合う研修があるのかどうかが心配。特定妊婦がすごく大変なのは大阪府の事情かもしれません、それが国の方針だとさらっと生活の援助をすればと書いていますが、実際はかなり複雑なケースが多い。それに対する十分な研修ができるかどうか。現場的な見方をすると、四苦八苦している。そこがどうしていいかわからない。それをコメントしておきたいと思います。

○委員

制度は何でもそうだと思うが、国が制度を作つて都道府県に下りてきて、そこから各市町村まで下りて行った事業に対して、しっかりと府からも一律に、研修や人材の確保も含めた応援をして欲しいということをよく聞く。府の意見を聞くと市町村がなかなか一定のところまで来ていただけないということを聞くが、それはよくよく感じます。私が接しているのは、一番多いのはそれぞれの地区社協ですが、地区社協も市町村によって差がある。こども家庭センターや特定妊婦の問題は大切なことだと思う。市町村にしっかりと動いていただいて、設置や人材確保を含めたことをやっていただきたいと思いますが、やはりすごく差がある。特に我々の業界で言うと、社会的養護の施設がない市町村がたくさんありますので、その辺でもみても差が出るのではないかという気がします。

ショートステイ（子育て短期支援事業）も、できてだいぶ経つが、未だに市町村がどれだけ府の子ども家庭センターと連携を持っているのかどうかわからない。よくショートステイをお受けするが、センターとどれだけ関わっているのか、全く関わっていないのではないかと思うことがある。大阪府の子ども家庭センターは全国でも進んでおり、いろんな面が充実して、かなりのノウハウを持っていると思うので、それを地域とどれだけ連携できるか、連携度がますますこれから必要になってくるのではないかという気がする。特にこういう子どもたちの問題で、施設の所管である大阪府とのつながりが深い流れがありましたので、社会的養護は市町村との連携が本当に全くないと言ってもいいほどです。これからはやはり制度とともに連携していただきたい。ただ、先ほど言ったように施設がない市町村もあります。でも子どもたちは平等ですから、そんなことも言っていられない。個々の視野からいろんな制度に乗っかっていろんな制度が受けられないということは、もっての外だと思いますので。やはりこれは、しっかりと府がリーダーシップをとって、支援をしていただく必要があるかと思います。

○WG長

ありがとうございます。ぜひ、市町村への支援体制の構築についていろいろご意見をいただけたらと思うのですがいかがでしょうか。

○委員

今いろいろ説明いただいた中で、先ほどおっしゃったように人員の問題。市でも要対協やこども家庭センターみたいな、母子と児童福祉の分野で部署が違いますが、連携して今年の4月からこども家庭センターを設置し、取組を始めているところです。やはり部署が違うもので、連携がなかなか難しい。何回か担当者が集まって、統括支援員も児童福祉と母子保健のトップをそれぞれ1名ずつ、本来であれば1名の統括員となりますが、部署が分かれているということで、それぞれ各部署に1名ずつ統括支援員がいます。そ

の中で、社会福祉士の人材確保ということで、採用や募集をしていますがなかなか手を挙げていただけない、応募していただけない。専門職的などころでの人材不足が顕著に出ている。今後、人材確保に向けての、たとえば養成校にもお声掛けして、市に応募していただけるよう取組をしていこうと検討はしている。大阪府から説明していただいた、そういう支援体制の構築に向けて、市としてもそういう援助や研修を受けながら、子どもたちにとって最適な支援ができるような体制に取り組んでいきたいと思っています。

○WG長

ありがとうございます。これまでから、市町村で子どもの福祉あるいは、妊娠婦の福祉について、やはり保育所や保健センターを中心に意識を持っていて大事ですが、さらに子ども虐待が非常に社会的に顕在化してからは、そういう課題も見つめていただいている。もともと社会的養護の施設はない自治体もあって、その辺の意識もどんどんと高めていただく必要もあると思います。

○委員

委員がおっしゃったように、自治体によってすごく温度差があるというのは正直なところそのとおりだと思います。ただ、先行して市でこども家庭センターを設置されたということをお聞きしましたが、町については現状未設置です。この会議が始まる前に大阪府とお話ししましたが、先日首長トップはじめ幹部職員に対しこのこども家庭センターの設置の必要性について訴えかけました。人口が今1万5,6千人と、すごく人口減少が激しく、高齢化率も40%を超えてきているような街の中で、子どもが少ない。その中で、先ほど委員もおっしゃったとおり、社会福祉士や保健師、あるいは保育現場で言えば保育士の不足がすごく大変な状況です。保育士は社会的養護から離れるかもしれません。私自身も社会福祉士ですが、その下の現場で動くような専門職の確保がない中で、母子保健分野である保健センターと児童福祉分野がくついたこども家庭センターの設置をするとなれば、人手の確保が難しいというのが一番正直なところです。箱モノは行政機関なので、いくつか保健センターはあるので、どこに置くかは内部でのすり合わせで何とか調整ができると言うところが正直ありますが、やはり人の部分が、自治体の中で調整が難しい。この児童虐待分野に専従者職員を配置することが厳しいというのが現状です。

先ほど議論の中でご意見あった、研修の内容が充実しているのかというところですが、私もこれまで要対協の一職員として対応させていただき、この大阪府の資料の中の医師による怪我の受傷機転や、もちろんスキルアップ研修も受講させていただきました。なかなか事例の数が、子どもの数が少ないので、受傷機転に関する研では実際の写真も見せていただきましたし、すごく有効なものだったと思っています。そのあたりは継続して研修を続けていただきたいというところです。

○WG長

ありがとうございます。ほかにご意見ございませんか。

○委員

児童虐待の予防はやはり社会資源がすごく重要だと思っている。もちろん先ほど皆さんもおっしゃってい

た人材も一つの資源になると思うが、一方でその受け皿として、たとえば宿泊型の子育て短期支援事業は正にそういう様相があると思う。そういうものが市町村の大きさによって、さつき委員もおっしゃったように、市町村の中に児童養護施設があると、市町村と子育て支援が近い距離にあるが、そうではないエリアはそもそも子育て短期支援事業で保護者がそんな遠くまで送迎できないということもあり、保護者のニーズと社会資源がマッチしていないことが実際はあると考えると、やはり市町村と都道府県の連携はこの子育てサービスにおいてもすごく重要だと聞いていました。具体的に言えば、児童相談所が保護したが、家庭復帰した後に、子育て短期支援事業が十分でないということは、分離するかどうか結構究極的な選択の中で親子を支援せざるを得ないという状況がある。もう少しサービスの部分が、市町村に頑張れではなく、必要であれば例えば、里親・ファミリーホームは大阪府の事業ですが、そこを使用するような連携もありかと思う。一方で、前回の議論でもありましたが、里親・ファミリーホームの量が十分ではないので、そもそも必要な社会的養護の子どもたちにも提供できないという状況もある。里親・ファミリーホームを増やしていくことで、地域の社会資源、子育て資源になるときに、市町村の協力もないと多分増やせないという状況もある。施設を作っていくことは、今はかなり難しい状況の中で、子育て短期支援事業など宿泊型を伴う社会資源をどうやって増やしていくのか。母子生活支援施設もすごく重要な社会資源だと思うので、その辺の利用の部分を、先ほど委員もおっしゃった合同で契約することができるのかとか。もう少し、子育てサービス、社会資源を増やすないと、永遠に大阪府の児童相談所は忙しいことになるのではないかと、今お話を聞いていて感じているところ。その視点でも、では乳児院1か所で十分なのかとか、そういう社会資源に着目した形での、今後の計画というところも改めて必要だと思ったので意見しました。

○WG長

ありがとうございます。現在この各市町村の家庭支援事業について、それぞれの市町村でどのような実施をしているのか、その状況と、そして課題の調査もしていただいて、それをもとに必要な見込み量や確保状況を本体計画に位置付けていかないといけないのですが、その各市町村の状況が夏以降に取りまとめが出てくるということですので、またこの部会の中でお示しいただき、議論させていただければと思います。

次に、障がい児の入所施設における支援について、その取組について説明いただきたいと思いますがよろしいでしょうか。またご意見をいただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。それでは事務局からお願ひいたします。

議題：障がい児入所施設における支援について

■資料3について、事務局から説明

○WG長

ありがとうございます。この障がいという表記の仕方もなかなか一本化できなくて、法律上は漢字を使っているわけですが。只今障がい児の入所施設における支援と言う形で基本的考え方や必要的記載事項についてご説明いただきましたがいかがでしょうか。

○委員

シンプルな質問ですが、必要的記載事項のところにユニット化をしている施設数とユニットで生活している障がい児数と書いてあって、府の現状でユニットの定員数は 115 と書いてあるんですけど、実際に入所している児童の数を教えていただけますか。

○事務局

当該施設における、現時点での入所している子どもの数は今即答できないのですが、申し上げました通り、措置入所の割合が大体 8 割程度、そこに契約を重ねて 8 割～9 割程度で推移していくということで、大体そこを掛けていただいたら、100 ちょっとくらいの数になるかと思います。

○委員

措置入所が多いということは、家庭の養育に問題があるケースが多いと想像できるのですが、実際に虐待ケースや不適切な養育ケースはかなり多いですか。聞いてる限りは多いと思いますが。

○事務局

8 割程度が措置入所と資料でお示したところですが、この内やはり虐待のケースは非常に多いと認識しているところです。家庭の養育に課題のある家が多いということです。

○委員

知的障がいも家庭環境によって状態がだいぶ違う。同じような障がいと思えないくらい違うことがある。それをそのユニット化みたいな、環境を変えるだけで何とかなる問題ではないので、この辺が国の認識が軽いと思いますが、現実はなかなか厳しいと思います。それから、いろんな知的障がい児に対するサービスが、家庭がしっかりしている子どもを前提に作られている。特別支援学校は特にそう。だから現状と噛み合っていないところがすごくあるので、この辺が実は大変だと思います。直接この部会と関係ないと思いますがその辺のことをコメントしておきたいと思います。

○WG 長

私の認識では、これは恐らく国が今回どんどんと社会的養育体制を整備していく中で、障がい児の施設に関して、特に従来の知的障がい児施設ですが、福祉型の最低基準は児童養護施設の最低基準を準用していたんです。一方で児童養護施設がどんどんとユニット化を図っている中で、やはり知的障がいの子どもたちの施設も同じように家庭的な環境を整えなければならないという、そういう国の方針に基づいているように思います。特に、昔はいろんな障がいがあって、家庭では難しいのでということで子どもを 24 時間 365 日預けていましたが、今は特別支援教育の体制ができている中で、やはり家庭で育っている子どもが増えている。一方で、家庭の養育にさまざまな問題があって、その中で社会的に預からなければならぬ子どもたちが一定数いる。その子たちが措置入所しているという、そういう理解ですよね。広く養護問題があって、家庭から預からなければならぬ状況があって、その中で虐待も入っていて、総体が 8 割近

いという理解でよろしいですよね。だから今回、国が出しているのは家庭的な養育環境、ユニット化を図れと言いますが、確かに子どもが持っている能力的な問題は測れないかも知れないですが、それ以外にももっと課題がある。その障がいを持っているが故に何か特別な環境や装置や日常生活のそういうものもあるでしょうし、もっと気になるのは医療型の障がい児施設においても、もう少し子どもの生活環境を考え直す必要があるところも、特に医療型になってくるとかなり管理されるわけですから、その中でどういうものを子どもたちに保証していかなければならないのかということを、次の次の段階くらいに考えなければならないという気もしています。

○委員

個々の障がい児の入所のユニット化に係ることではないですが、すごく重要だと思っているのでお聞きしたい。措置入所が今 80%くらいということであれば、他の養護施設のように子どもの権利についてもしっかりと取り組まないといけないのではないかと思っている。例えば、子どもの権利ノートや意見箱、第三者委員といった児童養護施設では当たり前になっていることが、障がい児入所施設ではどうなっているのか。先ほどどの委員の話を聞いていると、かなり多様なニーズのある入所児童がいる中で、そういった子どもの権利を伝えることもなかなか一苦労ではないかと思いましたが、そういう取組がされているのか、ということが一つ。

もう一つが、大阪のことではないが、他の地域では児童養護施設に障がいのある子どもが多く入所している中で、定員のこともあり、軽度の知的障がいや中度くらいであっても、障がい児入所施設に措置児童が、言い方悪いですが流れている。障がい児入所施設でも軽度の障がいがある子どもたちが入所しているのではないかということを他地域で聞いたことがある。大阪ではそうではないかもしれません、ユニット化となつた時に、児童養護施設で進んでいるのであれば、その子どもたちにも同じ環境が必要なのかとか。入所している子どもたちの層をあまり分からずに言っているので的外れだったらすみません。そうなつたら、ユニット化はすごく重要な、他の障がいのあるということだけでなく、児童養護か障がい児入所か、分けられているのかというところも含めて、子どもたちの成長、発達とユニット化はしっかり考えていかないといけないと思った。どういう子どもが障がい児入所施設に行って、障がいのある子どもが児童養護施設で育っているとう、障がいの程度がこう違うからこうだというものがもしあれば、すごくすっきりすると思ったということです。

○委員

障がい児入所施設での支援ということなので、少しピントが外れるかもしれません、障がい児の人も出てからの人生の方が長いということで、どのように送り出すかはとても大きい課題だと思っています。私が経験したケースで申しますと、親権が停止されて障がい児入所施設に入所した子どもの未成年後見人をしたことがあります。そのケースに関しては、さまざまな事情、本人が施設での生活が長く退所時にそれなりに財産があったこと、福祉枠での就労が可能だったのでこれからもそれなりの就労が見込めることがあり、財産を守ってあげる必要があって、児童相談所ともよく相談して、私が成年してからの保佐人に就任した。要するに、未成年後見から成人してからの保佐人にという形で、その子の支援を続けているケースがあります。そこで実感するに、障がい児の子で、いわゆる児童福祉の枠で支援を受けていたときと、障がい者として成人として支援をしていた時とで、随分手厚さが違うと感じています。先ほど委員がおっしゃったように、

障がい者になった途端に、どちらかというと必要な社会資源をこちらからアクセスしていかないと、なかなか到達しないところがある。家庭的な環境で生活を送るのも大事ですが、最終的に送り出していくこともしっかりと目配せしていく必要があると思っています。ちなみに、未成年から成人した時の支援の差がどういうところに出ているのかというと、一例ですが、未成年後見人の時は、児相長申立ての時に本人が資力要件を満たしていれば、後見人の費用は公費で出ますが、保佐人となった途端に自分で見ていかないといけなくなる。その子は今申しのように、企業の福祉枠で就労できるとなったので、いわゆる市長申立てによる公的支援の枠にも乗らなかった。本人としても未成年の頃から保佐人をやっている私との関わりはそれほど変わっているわけではないが、途端に自分でその費用を負担しなければならないということもあって。あくまで一例ですが。なので、やはり障がい児から障がい者になっていくにあたっての、支援の切れ目というのはどうしても生じていると思うところもありますので、そういうところも意識して支援していく必要があるかと実際に感じています。

○WG長

ありがとうございます。子どもの福祉と大人の福祉というのもありますが、障がいを持っている子どもが施設を出る年齢になった時に、やはり児童養護施設ではアフターケア専従の職員がいたりするけれども、知的障がい児の施設にはそういう、出た先のことをどう保障していくかというのをしっかり守るようなことも必要だろうし、そして障がい者のグループホームと自立援助ホームの費用負担も大人と随分と違うように思うんです。だからと言って、いろんな方の垣根を低くする必要があるという、要するに、障がい児、障がい者福祉と児童福祉の垣根をどう広げていくのか。あるいはそれではなくて違う方法を考えいかなければいけないのか。どちらにせよ、障がい児の福祉サービスについては、大人に移ったり子どもの方に戻ったり、いろいろ国も逡巡している状況ですが、恐らく現場でもサービスの棲み分けが難しいことがあるのかなと思います。

○委員

3点あります。1つが他の委員の発言とも重なりますが、今回国が示している指標が福祉型障がい児施設のうちユニット化している施設数、そこで生活している障がい児の数ということですが、ユニット化しているかどうかだけではなく、そこで行われている支援の質、どんな職員がいてどんな支援をしているのか、どのように権利擁護をしているのかという、生活や支援の中身が大事だと思っている。計画の中に大阪府としてどう捉えてどう盛り込んでいくのかということは、国から求められていないとはいえた大事かと。ユニット化だけだと、違和感があるという感想を持っています。

2つ目が、計画策定にあたっての留意点のところで、障がいのある子の養育でも、良好な家庭的環境が必要だということが示されているということは、施設のユニット化も大事だが、障がいのある子も里親委託など家庭養育のチャンスについて本当は考えるべきなのではないかと。すべての子どもに家庭的な環境が必要だという視点に立脚するのであれば、施設を整えると同時に、障がいのある子の里親委託をどう進めしていくのかとか。もちろん、里親では難しい子もいると思いますが、そういった視点での取組、これは今日のセクションではなく里親推進や家庭養護推進の文脈の中で、ただ里親を増やす、委託を増やすということ

だけではなくて、そこで行われる里親での養育の質みたいなところも少し議論にしないと矛盾するという印象を持ちました。

3点目が、先ほど委員がおっしゃった権利ノートや、社会的養護の子どもたちが当たり前に受けることができているサービス、支援についてということで、この後の議題にある当事者である子どもの意見反映の仕組みの中に障がいのある子の声をどう入れていくかは、これから継続して検討していかなければならぬ。障がいのある子、言葉だけでは表明できない子どもたちの意見や意志、希望をどうやって受け取って、それをどうやって計画や施策に反映させていくかという視点も必要で、先ほど意見箱という話も出ましたが、書けない、言えない子どもたちの声をどう聴くのか。それを聴ける施設職員やアドボケイトをどう育成、派遣していくのかも考えないといけない。ユニット化だけではないという違和感を持っています。

○WG長

とってもよいご意見をいただきありがとうございます。今実際に、児童養護施設ではユニット化も含めて子どもたちの日常生活のサービスの提供の仕方、子どもたちとの関わり方がずいぶん変わっていると思いますので、ぜひ障がい児施設のスタッフの方もそういうところを実際に体験していただきたり、学んでいただいたりしていただきたい。そして、障がい児施設なりの課題等も何か出てくるかもしれませんので、そういう交流もしていただけたらと思います。

○委員

全体的なところで言うと、先ほど委員も言われたように、心身の障がい、軽度も含めて令和5年4月1日のデータでは児童養護で48.6%という数字が出ている。これはADHDやアレルギー関係も含めた心身の状況という形で、こういった数字が挙がっている。知的だけならば、28.6%が知的障がいの子どもたちという数字が挙がっている。そういったことで、確かに児童養護にもたくさん流れているということです。

○事務局

障がい児施設に関して何点かご質問いただいたので、その点お答えさせてもらえますでしょうか。まず、障がい児入所施設でのアドボケイト事業の点ですが、私共としても取り組んでいく必要があると考えおりました。実は明日、各障がい児入所施設向けに、オンラインにはなりますが、概要の説明をさせてもらおうと思っているところです。また、個別に各施設にも訪問させていただいて、個別の説明もさせてもらおうと思っています。また、児童が入所するタイミングで、権利ノート等についても障がい児の方にも渡して説明はしていますので、実際その中に入っている意見表明のはがきが大阪府に届くという実態もありますので、そちらはすでに取り組んでいるところです。ただ、障がいの程度も障がいの種別も本当に一人お一人によってさまざまですので、同じように一律の進め方というのはできないだろうと考えており、徐々に取り組んでいただけるところから取り組みながら、いろいろ試行錯誤しながら順次広げていけたらと考えているところです。

また、退所する時の支援の話もいただきましたが、国全体としても課題と考えておられまして、今回の児童福祉法の改正で、成人のサービスへの移行が円滑に進むように、施設退所後地域で円滑に生活していくようにということで、移行支援計画を策定し関係機関が連携して支援を進めていく取組みが児童

福祉法上明確に設けられ、この令和6年4月から施行しているところです。大阪府独自で計画様式も定めて、各施設といろいろ相談させていただきながら今現在も進めているところで、それぞれの子どもの障がいや特性に応じて、支援を進めていけるよう取り組んでいるところです。

○WG長

情報提供ありがとうございます。誰一人取り残さないというのはなかなか難しいですが、少しずつ進めていただけたらと思います。それでは3番目の案件につきまして事務局から説明をお願いします。

議題：当事者である子どもの意見反映の仕組みについて

■資料4について、事務局から説明

○WG長

ありがとうございます。当事者である子どもの意見反映への取り組みをご説明いただきました。

○委員

事前の打ち合わせの時にちゃんと聞けばよかったのですが、グループインタビューとおっしゃったのですが、5年前の大阪府は、多分グループではなくて個別インタビューだったように記憶しているというのが一つ。もう一つがこの基本質問項目を見たときに、家族との関係、面会交流、実親やきょうだいとの関わりとか、かなりパーソナルな、プライベートな内容を聞くのに、グループインタビューでいいのかという疑問があるのですが、そこを大阪府はどうお考えでしょうか。だから前回は個別でやったように記憶しているのですが。施設種別によったか記憶が曖昧ですが。児童自立では一人ひとり個別な事情があつたりするし、母子も多分個別でやったように思うのですが、どうでしょうか。

○事務局

おっしゃるとおりで、前回はグループで始めたのですが、今委員がおっしゃったように、内容やそのグループに選定されている子ども同士の関係性等を踏まえ、施設側とも調整した上で、このグループは二人、二人、二人でとか、委員がおっしゃったように一人でという形で個別でさせてもらったと認識しています。今回も内容については、今ここで出させてもらっているのは、前回のもともと想定していたベースではありますが、最終的に、たとえば当時のビジョン項目である里親あるいは施設における良好な家庭的環境についてどう思うかとか、そういったところから当時委員からかなり掘り下げていただいたと認識しています。そういう形を調整の上、インタビューをさせていただく形で構わないと思っています。この細かい個人のプライバシーに関するような内容は、確かにどこまで言えるのかということがありますので、そこも含めてご意見いただいた上でご相談させていただけたらと思っています。

○委員

前回はあまりプライベートなことは、個別インタビューでも聴いた記憶がなく、新しい社会的養育ビジョンの

各項目についてどう思うかというような説明をしながら聴いたと思います。今お示しいただいた質問項目の例がすごくプライベートなことを聴くなと思ったので、これはグループでは私は聞けないと思った。インタビュー項目についてはもう少し調整していただいた方がいいかと思いました。

○事務局

今確認しましたが、前回は最終的にグループで実施できたのは児童養護施設の本園グループと小規模グループが、グループで実施できたと聞いています。

○委員

そうですね。

○WG長

いかがでしょうか。当事者であるからこそ感じる社会的養護の課題や改善点を浮かび上がらせる趣旨ですが、生活場面において子どもが声を挙げる、あるいはその子どもの声が反映されるところにどういった課題があるのかというのと同時に、措置を受ける時点、あるいは親と児童相談所がカンファレンスされる時、あるいは自分の自立支援計画の書き換えの時とか、そういう折々でどんなふうに意見を聴き、反映していくかということも、もしかしたらあるかもしれません。

○委員

おっしゃるとおりで、私も今回は子どもの声を聴くとか、意見表明権の部分がフォーカスかと思っていたので、アドミッションケアからインケアから、そのフェーズごとに自分の声がどう反映されたか、反映されてこなかつたか、というところを聴くイメージだったので、グループより個別がいいのかとか。グループインタビューのメリットは一度にたくさんの意見が聴けることと、この集団はこんな感じということがわかるのはいいが、お一人お一人の細やかな内容はグループインタビューでは難しいかと思ったので。そのどっちを、聴きたい内容を優先するのか、たくさんの声を聴くことを優先するのか、といった意味での方法論の選択は、ここでも委員の先生方の意見を聞いた方がいいと思います。

○委員

いくつかあります。一つ目が、一時保護所の子どもの声を聴かないのはなぜなのか。これから一時保護の司法介入が始まる中で、子どもの声、意見を聴かないといけない時に、実際7日以内に可能なのかということも、私もいろんな経験者と話す中で、そんなすぐ言えないということもよく聞く。一方で、そういう仕組みがスタートする中で、一時保護所の子どもたちの意見を聴くことについて、もう少し取り組んでもいいのではないか。過去に私も大阪府ではないが、他自治体の一時保護所や障がい児入所の子どもに聴かせてもらったこともある。それを考えないのかというのが1点。

あと、質問項目に子どもの権利について、今すでにあるいろんな権利の仕組みを知っているかとか、意見は前回多分聴いていただいていましたよね。意見が言いやすいかや言えているか。それを前回と同じよう

に今回も聞くと、もちろん子どもたちは違うにしても変化が分かっていいと思いました。そういう権利擁護の意見表明の視点や今されている仕組みの部分も、この質問項目に入れたらどうか。あと、施設や里親家庭の人間関係を聞くとなれば、児童相談所のケースワーカーのことも聴かなくていいのかと率直に思った。なので、入所時というより、入所する瞬間より少し前の瞬間からかもしれないが、児童相談所の方との関わりや、その時に意見を言えたか、あとは生活の中で意見を言っているか、その流れで子どもの意見表明を捉えたりとか。ちょうど意見聴取等措置が始まっているので、まだ数か月ですが、その辺は子どもたちに何か、一時保護所の子にしか難しいかもしれないが、何か変化があるのかは個人的にはかなり気になります。あとは、この推進計画の全体的なところで、権利擁護や子どもの権利が土台となっている中で、この辺は子ども、若者たちに聞くことは必要ではないかと思いました。これは意見反映の仕組みの部分です。

もう一つが、対象者児童のアンケート調査実施のところの、質問と質問項目について。方法は質問ですが、アンケート用紙を配布となっていますが、昨今の人たちはスマートフォンを持っているという前提に、Google Form のようなフォームを考えないのか。フォームで聞いた方がみんな答えやすいだろうと思った。現実的に難しいこともあるかもしれないが、一応質問としてアンケート用紙で回収する以外の方法を検討しているのかというのが 1 点。あと、対象者が幅広く社会的養護の経験者ということなので、児童養護施設、里親家庭の子ども、または母子生活支援施設など、幅広く対象者と捉えていいのか、それとも枠組みを決めている対象者なのかがもし分かれば教えていただきたい。最後に、質問項目の部分で、子どもが意見を言いやすい環境づくりについてというところですが、インケアの人たちにも聞く関係で、生活の中で子どもが意見を言いやすかったかとか、子どもの権利擁護の仕組みについて知っていたかということも両方で聞けるといいのではないかと思いました。

○WG 長

ありがとうございます。いくつかのご質問が出たんですが、事務局からコメントありますか。

○事務局

グループインタビューの対象については、本日いろいろとご意見をいただいておりますし、また検討、調整させていただきたいと思います。委員からご質問いただいた、対象者アンケートのフォームについては、いわゆる QR を使ったフォームも検討しています。対象者については、自立支援拠点とつながりのある子どもを想定していますので、里親出身家庭の方もいますし、児童養護出身の方もいます。というところで、今進めていく形を考えています。

○WG 長

ありがとうございます。他にご意見ございませんでしょうか。

○委員

後半の退所児童へのアンケート調査の実施に関してですが、これは意見反映というか、自立支援の難しさの把握が中核になるのではないですか。意見というか、現実上手くいっていないことを把握するのが目

的ですか。

○事務局

おっしゃるとおりです。意見反映ももちろんありますが、こちらは自立支援に対する実態把握と言う形で、退所したときの難しさや、どこに相談するのがよかったのか、そういうところを把握するためのものと思っています。

○委員

では対象は 18 歳以上ですか。

○事務局

対象は 18 歳以上です。

○委員

それから、実際上手くいっていないケースはたくさんありますが、それが果たして上手く拾えるかですよね。そこそこ上手くいっていて、ちょっと困ったという話は出てくるかもしれないですが、本当にどん底に落ちているケースやニーズが拾えるかですが、どうですか。

○事務局

実体的に、拠点事業から送っていただく形でのアンケートとなると、その当該児童、対象者はどういう状況であるかというのはわかりませんが、もちろん一応連絡がつかない、あるいは返って来ないと十分に想定されますので、今委員がおっしゃったように、今上手くいっていない児童の声をどこまで拾えるかっていうのは確かにあるかもしれません。

○委員

私の意見は 3 つあります。簡潔に申しますと、1 つは「聞く」という言葉は漢字で 3 つあります。いわゆる傾聴の「聴」という字もあれば、新聞の「聞」という字もあれば、尋問の「問」というのもあって、そのきき方をしっかり考えていかないと、アンケートできいたり、決まったことを聞くとなると、尋問の「問」という字だったり、事実関係を聞くということになるし、子どもの心情を聞くということになると耳辺の「聴く」になる。そのところは概念的なことですが、「聞く」ことをどういう風に捉えるかは整理した方がいいというのが 1 点。

2 点目が、今一時保護の話が出ましたが、この子どもの意見を聞くことについて年次計画が必要だと思います。まず、たとえば社会的養護で施設に入っている、里親の子どもの声を聞く、次は一時保護、それから施設入所に至る子どものプロセスの中での声を聞くとか、そこは計画的にやっていかないと行き当たりばつたりになってしまうと思いました。

次が最後です。これは皆さん一緒だと思いますが、聞いてどうするのかということ。聞いた後のフィードバックの方法や、それを聞いた子どもたちに評価してもらうこと。やっぱりそこまでやってセットで考えていく必要が

あるだろうと思いました。

大変申し訳ないですが、資料 1 のところで皆さんのお見に押されて言えなかつた、小さいことを 2 点だけ。すごく大きな話になって言えなくて申し訳ありません。戻つてしまつて大変恐縮です。

特定妊婦の件では、今市町村で伴走型相談支援、いわゆる 10 万円給付をしていて、あれで特定妊婦を把握しましようというのが一応言われていますから、これをどんなふうに市町村で把握されているかは確認することができるのではないかということが 1 点。

それから、統括支援員の研修の中で、サポートプランのことはありますが、今後こども家庭センターは各種事業に利用勧奨していかないといけないという、すごく重い役割があります。この拒否する人にどうやって利用勧奨をするのかというところは、しっかり研修の中で位置付けていくことが必要じゃないかと思います。すごく細かい話ですが、以上です。

○WG 長

ありがとうございました。とても大事なご視点、ご意見いただきました。いかがでしょうか。他にいろんな角度からご意見いただけたらと思います。

特に私が気になったのが、要するに、施設を退所してから一定、波はあるともずっと誰かと繋がっていて、何とかやっているという子ではなくて、行方が分からなくなったり、行き詰まっている子。アフターケア関係の拠点の方々は一定把握されているでしょうけれども。直接本人に聞くことは難しいですが、施設の職員や、アフターケアの専従をしている方がそういうケースをもしかしたら知っていて、その時こんなことがあれば繋がっていたかもしれないみたいな、そういう大事な情報がどこかにないかという気がします。当事者のアンケートやそういうのではなくて、第三者や関わっている方の情報から、二次的な情報になるのかもしれません。が、そういう知見も必要だという気がします。ぜひ、そういうこともどこかで視野に入れていただけたらと思います。その辺り、委員いかがですか。施設の中で、あの子どうしてるのでとか、そういうことがあると思うます。

○委員

理解できない子どもなどいろんな子がいる中でインタビューをするということは本当にすごいことだと思います。今後もこんなことがあるのであれば、本当は一人ではなくて、複数の人がやることも必要だと思います。聞き手の技量もあるので大変だと思いますし、無理なことを言っていますが。

ただ、施設の本音を言うなら、やはり子どもたちにしっかりと答えるように、ある程度事前に言います。全く言わないで突然行くと、テーブルにつけない子どもも本来はいっぱい中にいます。何で、嫌だ、何しに行くのかと。そんな子どもはまずテーブルにつけないし、だからいろいろと現実本音はあります。ここにいる専門家の皆さん方はよくご存じだと思いますが。早急に施設も決めて、同じ施設は当然良くないということも先ほど話していたのですが、受けてくださる施設もたくさんあるかと思います。

○WG 長

昔に比べて割と高年齢の子どもたちが普通に暮らすようになつてきたので、言ってみれば退所してからも割と安定してきている状況はあるだろうと思います。また、高等教育を受けるような子どもたちもどんどんと

出て来ているみたいですので。大体大阪府でも 30 人くらいですか？大学に進学している子どもたちがいると聞いたこともあります。ぜひそういう若者が、どんどんいろんな発言をしてくれたらと思います。

○委員

先ほど言いそびれましたが、子ども家庭福祉行政に関わる市町村職員というのは、要対協の S V をやっている関係でかなりたくさん見ていますが、正直怖いと思ってやっています。特に、1 年目 2 年目あたりが、虐待対応を始めたばかりで本当に知らない。それから、どうしていいかわからない。それが誰かカバーできればいいのですが、基本的に担当を持ってやっているから、自分で判断しなければならないことがどうしてもある。それに対する研修のあり方ですよね。研修の場には、上からやるような研修、指導者の研修もあるし、それから初任に対する研修、両方からやっていかないと追いつかないのですが、これで見たら、初級者に対する研修は画像を見るだけですよね。大丈夫かというのは正直思いますが。これが実際見てての不安感です。もう一つは、精神科医師による児童家庭相談担当者研修というのがありますが、これ 1 日間で書いていますが、何時間からの研修でしたか。

○事務局

まず 1 点目ですが、初任者研修については、スキルアップ研修がいわゆる初任者向けの研修に位置付けられており、初任、新任、新採というレベルの方たちに向けた構成プログラムになっています。その次の段階で、動画研修というのが、その間の中堅層を埋めるような形で、繰り返し必要なポイントで見られるメリットもあり、作成して配信しています。その次で、スーパーバイズ、いわゆる体系的な形で組んでいます。

○委員

これは対象者全員見ていますか。

○事務局

一応これは幅広く、経験年数に応じた形で研修というのを。

○委員

これは完全義務付けの研修ですか。

○事務局

義務かと言われるとそうではないですが、ただスキルアップ研修というのは要対協の担当者研修、国がやっている研修にも位置付けていますので。そういう形で市町村の方には研修受講をしていただいています。

○委員

でも全員じゃないですよね。全員が受けれる研修はないですよね。

○事務局

全員がマストで受けないといけないかと言われると、そこはまた確認させてください。ただ、市町村の方については非常に幅広く受講していただいていると我々としては認識しています。

○委員

初任者の研修は教員もあるんですけど。あれは法定、義務付けですよね。そういう形でやっている。初任研というのは1年目の、採用された教員が受ける研修があるのですが、年間決まった回数、20回くらいだったと思いますが、半日間の研修。それは義務付けなんです。それくらいしても上手くいかない。職種が違いますけれども、難しさは似たようなものだと思いますので。これは本当にこれで大丈夫かというのが。要対協に行って、本当にひやひやしています。ちょっとした判断の違いで、どこで事故、事件が起きるか。そのあたりが、どんな研修でカバーできるかということは、実際の現場から見たら大丈夫かという感じがすごくあります。精神科医師の児童家庭相談担当者研修で、自分でやろうと思ったらかなり時間がかかるんです。子どものことも説明して、親の精神科のことも説明しないとどうしようもないから。それからいろんな制度も多少説明したら、自分でやろうと思ったら10時間以上かかると思います。最低レベルのことを一通りこれだけ知っておいてもらって、しかも精神医学なんて全く経験ない、これまで聞いたこともないような人にやる場合、これは何時間くらいでカバーできると思っていますか。1日ですか。

○事務局

精神科医師を講師とした研修については、実はここ数年ずっと取り組んでいる内容です。毎回、テーマをいろいろと切り口を変えながら実施しています。そして、先生がおっしゃるように、かなりいろんな意味でいろんな切り口での困りごとを所属職員等からアンケート等でもいただいている。今年はこのテーマでやってみよう、それであればこの講師をお願いしようかみたいな形で。これは大阪府、大阪市、堺市、合同で取り組んでいますので、それぞれがニーズを持ち寄りまして。

○委員

全員向けではないということですね。

○事務局

できるだけ幅広く受けただけるように、動画という形にして、当日の業務の都合で見られなかつた方にもできるだけ配信で見てただけるように幅広く、かなり経年的にやっております。一年で何か取り組もうとすれば、確かにいろんな切り口の本当に長時間の研修が必要になると思いますが、そういう形で毎年いろいろな切り口で取り組むことによって。

○委員

何年もやっていれば身につくというレベルですよね。

○事務局

はい。それを動画で配信する形で工夫をしています。

○委員

やっぱり何年かするうちに、市町村は何年かやっているうちに異動しますよね。

○事務局

はい。ご指摘は受け止めさせていただきますけれども、そういう考え方で実施をしています。

○委員

最初にやらないしんどいかなと。

○事務局

ありがとうございます。

○WG 長

委員お願いします。

○委員

改めて質問が 1 点。当事者である子どもの意見反映の仕組みのところで、今大阪府は意見表明等支援事業をスタートさせているかと思いますが、K P I を取るための子どもの支援事業を利用した人向けの子どもアンケートは今年度実施しますか。なぜかというと、今施設で生活している子どもたちは第三者評価のアンケートもあるしヒアリングもあり、学校ではいじめ調査のアンケートなど、アンケートがいっぱいある。今回もアンケートやインタビューをするということなので、子どもたちに負担がかからないかを心配をしている。

もう 1 点は意見ですが、やはり退所者児童のアンケートは実態を把握するためで終わるアンケートではないはずですよね。実態を把握した後にもう一度仕組みを見直したり、より必要なサービスを考えるために実態把握をする。そうであれば、これから進んでいく意見表明や、施設のスマホ事情を個人的には聞きたいたい。仕組みや措置費で変わってきている部分に関して、これまでいいのかということも含めた実態把握を、ぜひ社会的養護を経験した人たちから聞きたいというのが、そもそも厚生労働省時代の前提にあつたかと思いますので。そういう視点で改めてアンケートの質問項目を考えていきたい。どう変化させると今の仕組みがより経験者にとって良いものになるのか、繋がるのかという視点で質問項目を考えていた方がよいと思います。

○委員

サポートプランのところで気になっていることがあります。資料 1 の 2 枚目（3）必要的記載事項抜粋①の最後の丸のところに、サポートプラン策定体制の整備と記載されていて、サポートプラン自体は制度

導入から間もないで、今後どうなっていくのかが検討されることだろうとは思っています。ですが、私も阪神間でいくつか市区町村の会議に出ていて、サポートプランの捉え様というのはさまざまだと感じています。そこもまだまだ定まってないところがあると思いますが、なかなか難しいと思うことが、やはりこの家族とはなかなか協働体制が取れないとか、行政機関との葛藤が高いというようなところで、そもそもサポートプランを作る前提はない。だからこの家庭についてはプランを作れないみたいな話があまああ出てくる。それで、こども家庭センターの設置率やサポートプランの策定にどの程度取り組んでいるのかということを数値だけで出すと、やってる感というのが、言い方悪いですが、出てしまうこともあるのかもしれません。実際は、サポートプランの実効性、これは今後の検証対象となってくるかと思いますが、やはりなかなか関わりの難しい家庭でサポートプランを届ける、作ること自体が難しい家庭に、いかに対応していくのかが課題かと。先ほども委員からお話をありがとうございましたが、いろんな支援メニューがあり、しっかり提供していかないといけない、でもそこが届かないといった時に、課題にどう取り組んでいくのか。このサポートプラン策定体制の整備というところに、できればそのサポートプラン作成になかなか至らないところに、どう対応していくか家庭との協働体制が取れるのかという検討も入れていただけたらありがたいと思っています。

あとは個人的な感想ですが、子どもへの聴き取りの内容で、家族との関係、面会や交流の有無が項目として挙がっていて、私はこのところは関心を持っています。施設に入っている子どもが家族とどのような関わりを持っているのか。なかなか自身が思うような関わりが持てていなかったという子どももいると思うんです。そのあたりが実態として掴めてくると、今後の施設入所、里親委託中の実家庭との関わりというところの判断に非常に参考になるのではないかと思っている。面会交流をどうするかというところが法的論点とも絡んでき、その点で児童相談所と保護者が高葛藤状態に陥るということもあり得ますので。今後の取り組みの参考にさせていただきたいと思いますので、このあたりの聴き取り内容というのも期待しているところです。

○WG長

今日も全員、いろんな角度からご意見いただきましてありがとうございます。今日残念ながらご欠席の委員については、ぜひ何か意見はないか届けていただけたらと思いますので、事務局からそういう形で聞いていただけますでしょうか。

○事務局

はい。本日の内容については、速やかにお伝えさせていただきたいと思います。

○WG長

ぜひ、ご意見いただきたいと思います。様々な角度から本当にいろいろご意見ありがとうございます。特にこのグループインタビューについては、委員と事務局とよく相談していただいて、より良いインタビューができますように。また、退所児童へのアンケート調査についても、アフターケアのそういう専従の方々のいろんなご意見を踏まえながら、より良いものにしていただけたらと思いますので、今日出てきた意見も参考にしていただけ、検討していただけたらと思います。

そうしましては事務局にお返ししますのでよろしくお願ひします。

○事務局

農野ワーキンググループ長様、ありがとうございました。委員の皆様、多くの貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございました。本日、この場でお答えできなかった項目については、後日改めてお答えさせていただきます。以上を持ちまして、令和6年度第2回社会的養育体制整備計画策定ワーキンググループを閉会します。本日はありがとうございました。